

杉並区食品衛生システム構築及び保守業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下、「区」という）では、平成16年4月より現在の食品衛生システム（食品衛生台帳管理、収去検査業務及び試験所検査業務）を運用しております。このたび、現システムのサポート期間が終了したことや、事務の迅速化・適正化・正確性を図ることを目的に、食品衛生システムの再構築を行うことといたしました。

食品衛生システムの構築を効率的かつ安全に進めていくためには、地方自治体での導入実績があり、システム運用におけるノウハウや経験が豊富な事業者を選定することが求められます。食品衛生システムの選定にあたり、区の業務との親和性及びシステム構築、保守業務、機器構成等の提案を総合的に評価するために、企画提案（プロポーザル方式）により、区にとって最も適切な事業者を選定いたします。

2 業務の概要

(1) 業務名

- ① 食品衛生システム構築等業務委託
 - ア) 食品衛生台帳管理に関する機能
 - イ) 収去検査業務に関する機能
 - ウ) 試験所検査業務に関する機能
 - エ) 食中毒調査に関する機能
- ② 食品衛生システム運用保守業務委託

(2) 業務内容

業務は以下のとおりです。なお、詳細は、「杉並区食品衛生システム構築及び保守業務委託提案依頼書（RFP）」及び「杉並区食品衛生システム構築及び保守業務委託提案依頼書（RFP）作成要領」を参照してください。

- ① 食品衛生システム構築等業務
 - ア) 食品衛生システムパッケージの選定及びシステムの導入
 - イ) 区の業務に適合させるためのパッケージのカスタマイズ
 - ウ) 現行システム等からのデータ移行
 - エ) 操作説明、研修の実施
 - オ) その他、システムの導入に必要な業務
- ② 食品衛生システム運用保守業務
 - ア) パッケージ保守（バージョンアップを含む）
 - イ) 障害対応
 - ウ) 運用支援

エ) その他、システムの運用保守に必要な業務

(3) 履行期間

① 食品衛生システム構築等業務

契約締結の翌日から平成 27 年 1 月 31 日の間で構築業者が提案する期間

② 食品衛生システム運用保守業務

パッケージの導入後 5 年間 (60 ヶ月)

(4) 事業規模 (概算額・税込)

事業規模

① 食品衛生システム構築等業務

6,880,000 円 (消費税込)

② 食品衛生システム運用保守業務

長期継続契約 (60 ヶ月)

4,010,000 円 (消費税込)

※パッケージの賃借は構築等業務履行確認後、リース事業者と別契約となりますが、リース料の概算は 6,730,000 円 (消費税込、60 ヶ月) です。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱 (平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号) に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱 (平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号) に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の場合は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き 2 年以上営業していること。
- (7) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (8) 提案する食品衛生システムは、東京 23 区または東京都において導入実績のあるパッケージで提案できること。
- (9) プライバシーマークまたは I SMS 認証を取得していること。
- (10) 緊急時の保守作業に対し速やかな対応が必要なため、事業所 (または営業所) が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内にあること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期間等
実施要領等の公表	平成 26 年 6 月 18 日（水）
『参加申込書』（様式 1）及び『守秘義務契約書』（様式 2）提出期限	平成 26 年 6 月 25 日（水）午後 5 時
『提案依頼書（RFP）』の配布	『参加申込書』及び『守秘義務契約書』提出時（参加申込のあった事業者）に配布します。
『質問書』（様式 3）の受付期間	平成 26 年 6 月 18 日（水）から 平成 26 年 6 月 30 日（月）午後 5 時
質問の回答期限	平成 26 年 7 月 7 日（月）
『企画提案書』（様式 4）等提出期間	平成 26 年 7 月 8 日（火）から 平成 26 年 7 月 14 日（月）午後 5 時
第一次審査結果通知（書類審査） ※第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする参加事業者を選定する。	平成 26 年 8 月 5 日（火）（予定）
第二次審査※ヒアリング （システムデモンストレーション及びプレゼンテーション）	平成 26 年 8 月 18 日（月）（予定） 場所：杉並保健所地下講堂 時間：別途連絡いたします。 ※提案社のシステムデモ、プレゼンテーションに対する質疑等を行い、提案内容を評価します。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、平成 26 年 8 月下旬までに通知いたします。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

（1）質問の受付方法

質問書（様式 3）に質問内容を記載の上、「10 担当課（問合せ先）」まで電子メールにより提出してください。なお、電話、FAX、直接来庁する等の方法は認めていません。他の方法により質問した場合は、回答もありません。

（2）質問受付先

「10 担当課（問合せ先）」に同じ。

(3) 質問の受付期限

平成 26 年 6 月 30 日 (月) 午後 5 時

(4) 注意事項

情報の機密を担保する必要性から、メールの本文には質問内容を記述せず、質問書(様式3)を利用してください。補足や説明資料として質問書以外で資料の提出が必要な場合には、Microsoft Office 2007 に含まれるアプリケーション (Word、Excel、Power Point) もしくは P D F にて提出してください。

なお、質問書及び付随する資料は全て暗号化を行うようにしてください。質問は、対応する提案依頼書等の項番を記述し、必要に応じて具体例を示す等、区が的確に質問内容を把握できるように心掛けてください。

また、質問は要求事項を提案社が実現するために必要な内容のみとしてください。ただし、仮に提案社が必要と判断した質問であっても、区がセキュリティ上、公開することが望ましくないと判断した場合は、質問に回答しない場合があります。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、平成 26 年 7 月 7 日 (月) までに杉並区公式ホームページ上に掲載します。回答に対する再質問は受け付けません。

なお、ホームページの URL は次のとおりです。

http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal_list.asp

(6) 質疑回答の取扱い

質問への回答は、本実施要領をはじめ、提案依頼書及び作成要領等の追加又は訂正とみなします。回答日に合わせて、補足説明等を行う場合があります。問い合わせの有無にかかわらず、必ず区ホームページを確認してください。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出方法

(1) 参加申込書の提出方法

プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の提出物を担当課へ持参してください。

- | | |
|----------------|------|
| ① 参加申込書(様式1) | 1部 |
| ② 守秘義務契約書(様式2) | 正副2部 |

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

提出書類は、提案依頼書(RFP)配布時にお示しする様式9「提出書類一覧」のとおりです。

なお、様式がないものについては適宜作成してください。

② 提出部数等

ア) 提出書類は、正本1部と副本9部をそれぞれ簡易製本（ファイル等で綴じる）したもの、及び電子ファイル（Microsoft Office 2007 の Word、Excel、Power Point もしくはPDF）をCD-ROM等の記録媒体に格納したもの1部を提出してください。

イ) 提案書については、「提案依頼書（RFP）作成要領」に従い作成してください。なお、提案書は「企画提案書 表紙：様式4」を除き、提案社が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3) 提出方法

持参により提出してください。

(4) 提出先

「10 担当課（問合せ先）」に同じ。

(5) 提出期限

平成26年7月14日（月）午後5時 必着

なお、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区食品衛生システム構築及び保守業務に関する受託者候補者選定会議（以下、「選定会議」という）において、企画提案書等の提出書類及びシステムデモンストレーション、プレゼンテーション、ヒアリングの内容等を審査し、本業務に最も適していると認められる提案社を受託者候補者として選定します。

ただし、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない者及び区で設定する上限金額を超える者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

応募書類を一次審査し、二次審査参加者は、結果決定後に通知します。

(1) 評価基準

① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	・ 経営状況は良好か、財務状況は健全か
業務遂行力	・ 業務の遂行体制は妥当か ・ 研修に対する取り組みは妥当か

業務実績	・杉並区と同種のシステム化について、提案するパッケージ等の導入実績が十分であるか
	・公的認証取得の状況は適切であるか
社会的責任	・企業の社会的責任を果たしているか ・個人情報の安全管理は十分であるか

②企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務の理解度	・業務に関する区の現状と要望及び全体像を的確に把握しているか
業務に対する取組姿勢	・システム導入目的を理解しているか ・その効果が期待できるか
システムの安全性・安定性・運用保守	・運用保守体制、障害発生時の対応、バックアップ方法等は妥当か ・システムの安定稼働に対する取り組みが適切か
提案内容の妥当性	・実施手順とその方法は妥当か
機能要件評価	・区が提示するパッケージシステムに関する機能要件を満たし、提案内容が優れているか ・機能調査票に対する回答を最重要項目とする
費用対効果	・開発及び運用経費は妥当であるか
プレゼンテーション・ヒアリング	・システムの操作性はよいか ・説明に説得力があるか ・論理的か

(2) 審査方法

本システムの審査は二段階審査方式で実施します。

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定（3事業者程度）します。

② 第二次審査（システムデモンストレーション・プレゼンテーション）

第一次審査を通過した事業者に対し、選定会議で第二次審査を実施し、提案説明（システムデモンストレーション・プレゼンテーション）の内容及び質疑の回答内容等について審査を実施します。

③ 受託者候補者の選定

第一次審査、第二次審査の結果を総合的に評価し、評価の最も高かった提案社を受託者候補者として選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果の通知は、以下のとおりです。

① 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、平成26年8月5日(火)(予定)までに、第一次審査参加者すべてに対して、文書にて通知します。また、第二次審査対象者に対して、第二次審査の実施方法について通知します。

② 受託者候補者選定結果通知

第二次審査の結果は、平成26年8月下旬までに、第二次審査参加者すべてに対して、文書にて通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。なお、企画提案書等の提出後に失格となった場合、提出書類の返却は行いません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。
- (6) 個人情報の管理に明らかな問題がある場合。

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提案社が都合によりプロポーザルを途中で辞退する場合には、参加辞退届を提出するものとします。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は原則認めません。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (6) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (7) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。

10 担当課（問合せ先）

杉並区杉並保健所生活衛生課食品衛生広域班 大野、矢野、河合

所在地：〒167-0051 杉並区荻窪5-20-1（杉並保健所1階）

電話：03-3391-1991

FAX：03-3391-1926

E-mail：seikatueisei-k@city.suginami.lg.jp

※電子メールでの問合せの件名は、「プロポーザル問合せ（会社名）」とします。

(様式1)

杉並区食品衛生システム構築及び保守業務
公募型プロポーザル参加申込書

平成 年 月 日

杉並区杉並保健所長 宛

所在地

名称

代表者名

印

杉並区食品衛生システム構築及び保守業務公募型プロポーザルについて、参加の申込みを行います。

なお、本プロポーザルの参加によって得た情報の一切は秘密情報として取扱い、第三者に開示しないことに同意します。

担当者名

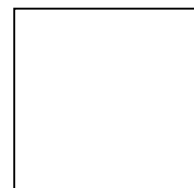
連絡先電話番号

メールアドレス

ご担当者との連絡に都合の良いメールアドレスを記入してください。

杉並保健所生活衛生課

受付者印



受付No.

守秘義務契約書

杉並区（以下、「甲」という）と（以下、「乙」という）は、杉並区食品衛生システムの構築及び保守業務を行う業者の選定（以下、「業者選定」という）において、甲が提供する情報の取り扱いについて、守秘義務契約を締結する。

（本件情報）

第1条 本守秘義務契約にいう本件情報とは、業者選定において、直接又は間接に知り得たすべての情報をいう。

（適正管理）

第2条 乙は、本件情報を紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生しないように適正に管理しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第3条 乙は、本件情報を杉並区食品衛生システム構築及び保守業務公募型プロポーザルに応募するためのみに使用するものとし、他の目的に利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、本件情報をいかなる第三者にも提供してはならない。また、業者選定終了後も同様とする。

（複写及び複製の禁止）

第5条 乙は、甲が承諾する場合を除き、本件情報を複写又は複製してはならない。

（本件情報の返還）

第6条 乙は、本件情報に規定するすべての情報を、業者選定終了後、甲に直ちに返却しなければならない。甲の承諾の上、複写及び複製した場合は、それを含めて返却しなければならない。なお、帳票類の返却は、甲の指定した日に行う。

（報告義務）

第7条 乙は、本守秘義務契約に反して本件情報が業務以外の目的に利用され、又は第三者に開示、遺漏させたことが判明した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(損害の補償)

第8条 乙の責めで帰すべき事由により、甲が損害を被った場合には、その賠償責任を負う。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本守秘義務契約書に定めのない事項または本守秘義務契約書の解釈に関して、何らかの疑義が生じたときは双方が誠意を持って協議し、解釈するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 甲及び乙は、本契約により生ずる紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本守秘義務契約書の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 杉並区杉並保健所長
西田 みちよ

乙

質問書

平成 年 月 日

杉並区杉並保健所長 宛

所在地
名称
代表者名
担当者名
所属・役職
電話番号
FAX番号
E-mail

杉並区食品衛生システム構築及び保守業務公募型プロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※ 質問書は、平成26年6月30日(月)午後5時までに、電子メールで提出してください。

※ 電子メールの件名は「プロポーザル質問書(会社名)」とし、メール送信後、担当まで送信の確認電話をお願いします。

事務局：杉並区杉並保健所生活衛生課食品衛生広域班
担 当：大野・矢野・河合
所在地：杉並区荻窪5-20-1(杉並保健所1階)
電 話：03-3391-1991
E-mail：seikatueisei-k@city.suginami.lg.jp

(様式4)

企画提案書

平成 年 月 日

杉並区杉並保健所長 宛

所在地

名称

代表者名

印

杉並区が平成26年6月18日に公募した杉並区食品衛生システム構築及び保守業務公募型プロポーザルに参加しますので、企画提案書及び下記添付書類を提出します。

なお、受託者候補者に選定された場合は、杉並区食品衛生システム構築及び保守業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

記

1 本件業務の担当者及び連絡先

担当者名：

所属・役職：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

2 添付書類及び提出部数

様式9「提出書類一覧」のとおり